

衆議院 第七十七回国会 国土交通委員会 議 録 第 三 号

平成二十三年三月十一日(金曜日)

午後零時十分開議

出席委員

委員長 古賀 一成君

理事 小宮山泰子君 理事 田村 謙治君

理事 辻元 清美君 理事 中川 治君

理事 長安 豊君 理事 福井 照君

理事 山本 公一君 理事 高木 陽介君

理事 阿知波吉信君 理事 石関 貴史君

石田 三示君 理事 市村浩一郎君

大谷 啓君 理事 川村秀三郎君

榊 万里君 理事 香掛 哲男君

小泉 俊明君 理事 古賀 敬章君

下条 みつ君 理事 高邑 勉君

津川 祥吾君 理事 富岡 芳忠君

橋本 清仁君 理事 橋本 博明君

三村 和也君 理事 三井 辨雄君

向山 好一君 理事 矢崎 公二君

赤澤 亮正君 理事 小淵 優子君

北村 茂男君 理事 二階 俊博君

松野 博一君 理事 三ツ矢憲生君

穀田 恵二君 理事 中島 隆利君

柿澤 未途君 理事 中島 正純君

国土交通大臣 大畠 章宏君

国土交通副大臣 三井 辨雄君

国土交通副大臣 池口 修次君

国土交通大臣政務官 市村浩一郎君

国土交通大臣政務官 小泉 俊明君

国土交通大臣政務官 津川 祥吾君

国土交通委員会専門員 関根 正博君

委員の異動

三月十一日

辞任

補欠選任

第一類第十号

国土交通委員会議録第三号

平成二十三年三月十一日

糸川 正晃君 大谷 啓君  
畑 浩治君 榊 万里君  
谷田川 元君 橋本 博明君  
若井 康彦君 石田 三示君  
金子 恭之君 松野 博一君

同日  
石田 三示君 補欠選任  
大谷 啓君 若井 康彦君  
榊 万里君 糸川 正晃君  
橋本 博明君 畑 浩治君  
松野 博一君 谷田川 元君  
金子 恭之君

三月十日  
踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
踏切道改良促進法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

○古賀委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
趣旨の説明を聴取いたします。国土交通大臣大畠章宏君。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

○大畠國務大臣 たいいま議題となりました踏切道改良促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、政府といたしましては、昭和三十六年に制定されました踏切道改良促進法に基づき、踏切道の立体交差化、構造改良、歩行者等立体横断施設の整備あるいは踏切保安設備の整備を進めてきたところであり、本法は、五力年間に改良すべき踏切道を指定して鉄道事業者及び道路管理者に踏切道の改良措置を講じさせるものでありますが、対象とすべき踏切道の数が膨大に上るため、昭和四十四年以降、九度にわたって改正され、改良すべき踏切道を指定することができず期間が延長されてまいりました。

このような措置により、踏切事故件数は逐年減少傾向を示しているものの、平成二十一年度においても依然として三百五十五件の踏切事故及び二百七十四名の死傷者を生じており、引き続き強力に踏切事故防止対策を講じる必要があります。また、交通遮断量の著しく高い、いわゆるあかずの踏切やポトルネック踏切も数多く存在しており、その早期の解決が緊急の課題となつているところであります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第であります。  
次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、改良すべき踏切道を指定することができる期間を平成二十三年度以降さらに五力年間延長することとしております。  
第二に、地域の実情に応じた踏切道の改良の実施を促進する観点から、本法に基づいて作成される踏切道の改良に係る計画のうち、鉄道事業者及び国土交通大臣以外の道路管理者が作成するものについては、計画の作成及び国土交通大臣に対する提出の義務づけを廃止し、作成及び提出を任意とすることとともに、本法に規定する平成

二十三年度以降の五力年間において踏切道を改良することができない特別な事情がある場合に限り、平成二十三年度以降の五力年間を経過した後踏切道を改良することを計画の内容とすることができるとしてあります。  
以上が、この法律案を提案する理由であります。  
この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願いいたします。  
○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。  
次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後零時十四分散会

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案  
踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項及び第二項中「平成十八年度を「平成二十三年度」に改め、同条第三項中「歩行者等立体横断施設の整備」の下に「以下「立体交差化等」という。」を加え、同条第四項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」を「立体交差化等」に改める。  
第四条の見出しを「(立体交差化計画等及び保安設備整備計画)」に改め、同条第一項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」を「立体交差化等」に改め、「国土交通大臣の指定する期日までに」を削り、「歩行者等立体横断施設整備計画」の下に「(以下「立体交差化計画等」という。）」を加え、「提出しなければならない」を「提出することができる」に改め、後段を削り、同条第十項中「第七項」を「第十項(第十一項において

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案  
踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項及び第二項中「平成十八年度を「平成二十三年度」に改め、同条第三項中「歩行者等立体横断施設の整備」の下に「以下「立体交差化等」という。」を加え、同条第四項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」を「立体交差化等」に改める。  
第四条の見出しを「(立体交差化計画等及び保安設備整備計画)」に改め、同条第一項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」を「立体交差化等」に改め、「国土交通大臣の指定する期日までに」を削り、「歩行者等立体横断施設整備計画」の下に「(以下「立体交差化計画等」という。）」を加え、「提出しなければならない」を「提出することができる」に改め、後段を削り、同条第十項中「第七項」を「第十項(第十一項において

準用する場合を含む。」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第九項中「立体交差化計画、構造改良計画若しくは歩行者等立体横断施設整備計画(第五項本文の規定により国土交通大臣が作成したものを除く。又は)を」第一項(第十一項において準用する場合を含む。)の規定により提出された立体交差化計画等又は前項の規定により提出された「に改め、「保安設備整備計画」の下に(以下単に「保安設備整備計画」という。)を加え、同項を同条第十三項とし、同条第八項を同条第十二項とし、同条第七項中「立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」を「立体交差化計画等」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 第一項から第五項まで及び前項の規定は第一項の規定により提出された立体交差化計画等の変更について、第七項から第九項までの規定は第六項の規定により作成された立体交差化計画等の変更について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「提出することができ」とあるのは、「提出しなければならない」と読み替えるものとする。

第四条第六項中「前項」を「第六項」に、「立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」を「立体交差化計画等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「立体交差化、構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備」を「立体交差化等」に、「あらかじめ当該指定に係る鉄道事業者の意見を聴いて、立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」を「当該踏切道について立体交差化計画等」に改め、ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 国土交通大臣は、前項の規定により立体交差化計画等を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により立体交差化計画等を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣と

の間に立体交差化計画等の作成について協議が成立したときは、この限りでない。

8 国土交通大臣は、第六項の規定により立体交差化計画等を作成するときは、前条第一項に規定する期間において当該踏切道を改良することができない特別の事情がある場合に限り、同項の期間を経過した後に当該踏切道を改良することをその内容とすることができ、

第四条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定により協議する場合において、鉄道事業者と国土交通大臣以外の道路管理者との協議が成立しない」を「第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により立体交差化計画等を作成するときは、前条第一項に規定する期間において当該踏切道を改良することができない特別の事情がある場合に限り、同項の期間を経過した後に当該踏切道を改良することをその内容とすることができ、

第五条を次のように改める。  
(改良の実施)  
第五条 第三条第一項の規定による指定(立体交差化等に係るものに限る。)に係る鉄道事業者及び道路管理者は、同項に規定する期間において、同項の規定により定められた改良の方法により当該踏切道の改良を実施しなければならない。

2 前項の鉄道事業者及び道路管理者は、前条第一項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定により立体交差化計画等を作成した場合又は同条第六項の規定により立体交差化計画等が作成された場合(当該立体交差化計画等について変更があつた場合を含む。)においては、前項の規定にかかわらず、当該立体交差化計画等に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。

3 第三条第一項の規定による指定(保安設備の整備に係るものに限る。)に係る鉄道事業者は、保安設備整備計画に従い、当該踏切道の改良を実施しなければならない。

第六条第二項中「前項」を「前三項」に改め、「国土交通大臣以外の」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項中「鉄道事業者及び国土交通大臣以外の」を「前条第二項に規定する場合において、同条第一項の鉄道事業者及び」に改め、「又は鉄道事業者」を削り、「なく」の下に「当該を加え、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、前条第三項の鉄道事業者が正当な理由がなく保安設備整備計画に従つて当該踏切道の改良を実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者に対して、当該保安設備整備計画に従つて当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

第六条に第一項として次の一項を加える。  
国土交通大臣は、前条第一項の鉄道事業者及び道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条において同じ。)が正当な理由がなく同項の規定による踏切道の改良を実施していないと認めるときは、当該鉄道事業者及び道路管理者に対して、期限を定めて、第三条第一項の規定により定められた改良の方法により当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができる。

第七条第一項中「立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画」を「第三条第一項の規定による指定であつて立体交差化等に係るものがあつた場合における当該踏切道の立体交差化等による改良」に改める。  
第九条第一項中「立体交差化計画」を「第四条第一項(同条第十一項において準用する場合を含む。)の規定により提出された立体交差化計画又は同条第六項の規定により作成された立体交差化計画(当該立体交差化計画の変更があつたときは、その変更後のもの)」に改める。

附則

(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)  
第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の踏切道改良促進法(以下「旧法」という。)第三条第一項の規定による踏切道の指定は、この法律による改正後の踏切道改良促進法(以下「新法」という。)第三条第一項の規定に基づいてしたもののみならず、

2 この法律の施行前に旧法第四条第一項の規定により提出された立体交差化計画等(立体交差化計画、構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画をいう。以下この条において同じ。)、旧法第四条第五項の規定により作成された立体交差化計画等又は同条第八項の規定により提出された保安設備整備計画は、それぞれ新法第四条第一項の規定により提出された立体交差化計画等、同条第六項の規定により作成された立体交差化計画等又は同条第十二項の規定により提出された保安設備整備計画とみなす。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第四条第二項の規定による裁定の申請(立体交差化計画等の変更に係るものに限る。)は、新法第四条第十一項において準用する同条第三項の規定による裁定の申請とみなす。  
(地方自治法の一部改正)  
第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の項中「第四条第七項」を「第四条第十項(同条第十一項において準用する場合を含む。)」に改める。  
(鉄道事業法の一部改正)  
第四条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。  
第十九条の三の見出し中「かわるを」を「かわる」に改め、同条中「第六条第一項」の下に「から

第三項まで」を加え、「かかわる」を「関わる」に改める。

理由

最近における踏切事故の発生状況等に鑑み、交通事故の防止及び交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成二十三年以降の五箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、国土交通大臣が指定した踏切道の改良に関する手続を見直す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十三年三月二十二日印刷

平成二十三年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A